

横浜地方裁判所委員会（第42回）議事概要

1 日時

令和5年11月29日（水）午後2時30分～午後4時30分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 テーマ

裁判員の対象年齢引下げを受けた法教育のあり方について

4 出席者

（委員）足立哲、安藤肇、伊集守直、一柳和美、宇都宮大輔、大竹弘樹、櫻井智、佐々木真、塩澤健一、鈴木達也、中山大行、波多江真史、三品篤、森祐美子、渡邊秀一（五十音順、敬称略）

（事務担当者）民事首席書記官、刑事首席書記官、事務局長、事務局次長、総務課長、総務課課長補佐

5 議事

(1) 新任委員の紹介

森祐美子委員

(2) 委員長選任及び委員長代理の指名

波多江真史委員が第一順位の委員長代理に指名された。

(3) 今回のテーマに関する説明等

ア 裁判所によるスライド説明

横浜地方裁判所第4刑事部判事補から「出前講義の経験談」を説明

横浜地方裁判所第1刑事部判事補から「裁判員等意見交換会の経験談」を説明

イ 弁護士によるスライド説明

神奈川県弁護士会弁護士から「弁護士会における法教育の取組」を説明

(4) 意見交換（発言：■委員長○委員◇事務担当者）

○ 病院では、患者の方が治療を受けるかどうかについて、説明と同意という手続を必ず行っておりますが、その同意について、これまでは未成年ということで20歳以下については保護者が中心だったわけですが、今回の法改正を受けて、18歳からは自分の意思を明確にすることができるようになりました。年齢が引き下げられたことで大きな問題が起きたということは私自身は聞いたことはありませんが、実際には家族を含めて考えることが通常ですので、実質的な変更はないと思いますが、18歳に引き下げられた分、決定権というものについても、医療の世界では影響を受けています。

■ 自己決定権と説明との関係は、医療の世界では大きな問題だと思います。未成年の方についても意見を聞いていこう、という動きがあるのを以前にお聞きしたこともあるのですが、現在では、18歳を一つの目安として本人の意思を確認しているのでしょうか。

○ そうですね。ある程度自分の意思をはっきり言える年齢であれば、当然親だけでなく、例えば、親が治療を受けさせない方針でも子どもが受けたいといった場合には双方から話を聞くのですが、最終決定権を持つのが、18歳以上になると、今までと違い、親が受けさせないと言っている子どもが受けたいと言えば、受けさせることになる、逆もまた然り、といったようなことが18歳で明確になりました。ただ、それ以下であったとしても意思をうまく表現できない子たちに関しては、親がその代理になるわけですが、治療の説明と同意に関しては、治療を受ける未成年者に対しても当然行い、意思を確認することにはなります。ただ、珍しいとは思いますが、その点でもめるようなことがあれば、本人の意思というのは年齢を問わず重要になってきています。成人年齢が引き下げられたことは、一任される年齢の幅が広がったととらえています。

■ 他にいかがでしょうか。

○ 金融教育も含めた消費者教育の観点からは未成年者取消しとの関係から、

高校を出るまでの間に、いろいろな生活あるいは金融知識を身につけなければならない、ということが高まったと考えられます。それに伴いまして、日銀も含めて金融教育という船頭の多い中で、いろいろな団体が行っていたことを、もう少しまとまって動こうという動きが、学校教育の外側でも出ています。これまでは日銀が事務局を務める金融広報中央委員会という団体で取りまとめを行っていたのですが、政府の方でしっかりした統括団体を作ってやっという動きになっていきますので、そういうのも成人年齢引き下げを受けた影響かなと思います。

■ そういった意味では昔と違い、若い人に対する情報提供の機会は増えつつあることは間違いないのかもしれませんが。

○ 県の方でも大学生や高校生の方に対して、出前授業のようなことをやっております。今日のテーマとは全く違うのですが、我々は NPO の活動を皆さんに知ってもらって、例えば寄付について考えてもらったりするようなことをしています。なので、あまり論理的な議論を交わすというようなことはしていませんが、今の高校生や大学生の方はもめ事を嫌うというか、人と違う意見を自分が発するというに抵抗を感じる傾向があるのかなと思っていました。ですが、実際に寄付について考えてみようということで、例えば3つの NPO 法人がある中で、あなたが三千円を持っているとしたら、どこにいくら寄付をしますかということを個別に考えてもらい、後でグループの中で議論をし、最終的にグループとしてどこにいくら寄付をするのかというグループワークを行いました。その結果、自分の意見はこうです、その上でみんなの意見を聞いて、最終的に落とすところがどこかを決める方向で議論が進められていたことから、論理的な議論を交わしたというわけではないのですが、意見を出し合ってまとめていくということは意外とやってみるとみなさんできるんだな、という印象は持ったところです。

○ 私が担当している分野では市民の方からの意見や苦情を聞く部署なので、

様々な意見を聞くということを意識しているのですが、最近特に意識をしているのが、若い方の意見をどのように吸い上げていくのかということを中心に意識しております。今回のテーマである法教育のあり方とは直接関係はないのですが、年に一、二回、市民から役所に対して意見や提案をしてもらう制度があります。たまに学校の先生が社会科の授業で応募してみようということで本当にたまに市役所に対して応募してくることがあるのですが、その時は制度としてというよりも、協力するという形で、先生たちに生徒たちの意見などを取りまとめてもらい、例えば道路整備のことなどに一件ずつ答えるというより、全体として役所がどのような仕事をしているのかというのを、私の名前で説明を返すということを行っています。そういった中で関心を持ってもらうということに重きを置いて学校の先生なんかは授業を組み立てていると思うのですが、先ほどの裁判所の説明の中で印象にあったのは、出前講義や意見交換をやっている中で、高校生が関心をもって参加してくれていたというのがとても印象に残りました。こちらからアプローチをしていけば、関心を持ってもらえるということなので、どういう活動をしていくのかが大事なのかなと思いました。裁判所という学生からすれば日常的に接することのない機関であっても関心を高く持ってもらうためにどのようにアプローチしていくのか、その仕方というのはとても大事なんだなというのを感じました。

■ 関心を持ってもらうのが第一ですよ。若い人もしっかりした意見をもって議論をできているという心強い意見もお聞きできてよかったと思います。

○ 私も普段から学生と接する立場で、経済が専門ですが、割と社会政策や政治の話もしています。今の学生は大人というか、結構しっかりしているという印象が強いんですけど、一方で、自分がどう進んでいくかということとは別に、私たちの社会をどう自分たちで作っていくかということに対する感覚は必ずしも高くありません。先ほど、弁護士の方からも説明がありましたが、資料の一番最後に「民主的な社会を守るためには ただ投票するだけでは不十分」、「市

民ひとりひとりが事実と論拠に基づいて「どういう世の中にしていきたいかを考え、違う考えの人とも対話していくことが大切」というのがまさにそのとおりだと思っているのですが、成人年齢が引き下げられて18歳からの投票も可能になったのですが、実際は投票率が低いという現実があります。もちろん政治参加は投票率だけではないのですが、重要な指標ではあります。投票率が低い事実について、あまり言及はされてはいませんが、投票しない理由としては、忙しい、他にやることがあるから、と言われていています。それはそれなりに彼らの理由だとは思いますが、それはつまり彼らの中で政治の優先順位が低いということが率直なところだとは思いますが、私が専門の財政に関し、スウェーデンを対象に政治や法律や税の話などについて、向こうで生活しながら研究をしている人がいるのですが、スウェーデンは投票率が若者でも8割を超えており、自由投票制の国の中では一番投票率が高いのではないかとされています。その理由として政治教育や民主主義教育が大事だということのももちろんあるのですが、政治学の専門家の方が分析すると、専門用語で言うところの政治的有効性感覚、つまり自分たちの行動が社会を変えられるとか、政府の政策に影響を与えられるという感覚が高いし、逆に日本はとても低いとされています。それは日本の若者の反応を見てもわかるように、投票に行ったら何がかわるのか、何か意味があるのかということにも表れているように思います。このことは法教育にも関わってくるかとは思いますが、自分たちが行動すれば変えられるというのはすごく大事で、その感覚を育むには、学生に法律や政治が大事だということを授業で教えるのではなくて、まずは自分の意見を持ってそれを表現し、嫌なことは嫌だと言ったら友人関係やクラスの中で変えられるという経験をするのが、自分が周囲に対して影響力を持てるんだということを経験してもらって、それが地域のことであつたり社会のことにつながっていく、という発想が大事なんだと思います。そういうことを小学校の社会科でやると、民主主義社会の中で、法律というのは私たちがお互いの自由を尊重しあう大事

なルールで従わなければならないのですが、結局、それは私たちが変えていけるんだというところをセットで教えるのが大事だと思っています。日本の場合、私の認識では、ルールはしっかり守りましょうということは強いけれども、そのルールを変えられるよね、というのはなかなかなくて、政治や法律だけでなく、金融も含めて若者への影響もあることから私の専門である税も含めて積極的に教えていくようにはしているのですが、一方でそれをきちんと吸収して動いていく子どもを育むにはもっと広い文脈でやる必要があるのかなと思いました。

○ 今のお話に関連するのですが、今月の月初にデンマークに行ってきたのですが、そこでは改札があるようでないのですが、チケットを買っても誰にも見せずに電車に乗れてしまう状態でした。そこで17歳の男の子のいる学校を訪問したんですけれども、なぜこの社会の中にこれだけの信頼があるのか、誰かが取り締まるわけでもないのになぜみんなきちんと守るのか、を聞いてみたら、自分たち一人一人がそういう社会を望んでいるからだ、と即答してきました。やっぱりそういった訓練も幼稚園の頃からしているという話で、今日の話振り返っても、キーワードとなるのは自己決定と合意形成というこの二つ、そしてそれに対する参加支援というのがすごく大事なと改めて思いました。私は保護者支援や参加支援をメインとして活動していますが、大人の世界でも子供の世界でもどちらでも共通しているキーワードだと思っています。今、すでに参加できていない人たちのハードルもちゃんと取り除いているだろうかということと、合意形成の練習をしていくことも小さい頃から取り組んでいかないといけないと思いました。何がそれをブロックしているのかというと、二つあるかなと思っていて、一つが普通とか当たり前とかにすごく支配されているのではないかと。世論もそこで止まったり、議論もそこで終わってしまい、子どももそれ以上考えなくなってしまうように思います。その結果、空気に流されているのではないかと思います。もう一つはリアリティのなさ、若者を見

ていてもアバターでインターネットの世界で物を壊したりもう一度作ったりして、または生き返ったりしてを日常的にやっている世代ですので、模擬裁判や出張授業がどれだけリアリティがあるのか、というのは一つポイントなのかなと思います。なので、私が前半の話を聞いて思ったのは、どれだけ裁判に関与する際の不安感を取り除けるかだけでなく、もっと知りたくなる、もっとその先を知りたくなる仕掛けを作るのも必要なのかなと思いました。あとは、こういうことに触れることによって、子どもたちも空気に流されることがなくなっていったって、自分も生きやすくなる、周りも生きやすくなるという実感が日常の中で増えていくといいなと思いました。このことは法教育という出発点だけでも、もっとさらに影響力のある話だなと思いました。

■ 裁判員裁判での評議の際には裁判員の方一人一人に意見を言ってもらえるよう配慮しているんですかね。

○ はい。基本的には裁判員の方たちに話していただけるように配慮しながら進めております。

■ 意見を言う前提として、裁判員裁判は意見を持つ一つの機会になっていると思います。また、リアリティが大事だというのはまさにそのとおりで、裁判所でもリアリティのあるものを題材として模擬裁判を行うようにしています。その点はこれからも気を付けていきたいと考えています。加えて、安心して参加してもらえるとこの点からもう一歩進んで、というのはなかなか難しいかもしれませんが、そこを目指して深めていくというのも大事なことだと思います。

○ 前半にお伺いした出前講義や裁判員との意見交換会については年に何回くらい開催されているのでしょうか。

○ 出前講義について、コロナの前はかなり開催していて、年に十数回開催していましたが、コロナがあった影響で近年は訪問が難しくなっていたため、年に四、五回程度になっています。ただ、最近はまだ徐々に回数を増やしつつあります。意見交換会についてはこのような形で始まったのは昨年の12月から

ですので、年に二、三回は開催できるようにしていきたいと考えております。

○ 18歳で制度が変わるといって、選挙の投票を思い浮かべていたのですが、そういったものに比べると裁判というのは身近にないということでハードルは高いのだろうと思います。その中でそういう経験をする機会があるというのは有意義だろうと思うのですが、一方で18歳全員が触れられるかということと難しい面もあるのだと思います。そこで、例えば学校側と法教育の関係で連携していく等の動きは出てきていないのでしょうか。

■ この質問に関しては、弁護士会が積極的に動かれているのでお答えできますか。

○ 前半に当会の弁護士からお話をさせていただきましたが、連続性という問題がありまして、熱心な先生が裁判の傍聴であったり、法教育として協力的であれば、非常に進めやすいのですが、一方で、異動があったり定年で退職されたりするとそこで関係性が途切れてしまうという問題があります。なので、弁護士会としても法曹三者としても制度化まではできないのですが、プロジェクトとして確立して毎年脈々とつなげていけるようなやり方が重要ではないかと思っています。

○ 今日話を聞いて一番感じたのは、裁判に参加するために平日に休めるかとか、場合によっては厳しい裁判に直面するかもしれないので心の負担がどうなるかとか、様々な懸念があるのかなと思いますので、そこをどうケアしていくのか、という議論は今後どうなるのかという点に関心を持ちました。

■ 企業に対する働きかけもやっており、徐々にではありますが、そういった不安の解消に向けて動いていくしかないのかな、とは思っています。先ほどお話しに出ていた、自分の意見が周りを変えられるという実感を得てもらうことが一番いいという点ですが、NPO 法人などは、まさに問題を感じた際に法人を立ち上げて活動をして、問題意識の啓発や支援をしていくという活動を積極的に行われているのですね。

○ ビジネスではもうからない。公的機関でも手を付けられない。でもそこには課題があり、誰かが何かをしなければいけないものがたくさんあるのですが、その課題に誰かが手を付けてくれるのを待っていたら、ずっとその課題が残り続けるのをほっとけなくなる瞬間があったり、その課題解消に向けた活動をやりたくなる瞬間があるので、みんな、そこから法人を立ち上げたり活動を始めるきっかけになったりして、横のつながりで連携をしていくというような状態です。そのような中で、昨日より今日、今日より明日がよくなっているという実感を積み上げていますし、同時にものごとをよくするという危なさを実感するのも NPO 法人だとも思っています。いい、という価値観は自分たちだけの感覚なのでそこをずっと葛藤し続けていく、当たり前を固定化していかないという意識を持ちながら進めていくのも大事な事なのかなと思っています。

■ 裁判員裁判では、皆さんに意見をお伺いする機会を設け、ひとりひとりが結論に関わることができ、自身の意見が判決内容に反映されていく、言い換えれば影響を及ぼしていくという実感を持ってもらえるひとつの経験になっているのではないかと思います。このことは、若い人の模擬裁判でもそういった経験をしてもらうことも可能ではないか、と思っています。

○ 先ほどのお話の中で、熱心な先生とそうではない先生というお話がありましたが、少し前までの金融教育というのもまさにそのような形で、熱心な先生は非常に熱心に金融教育を行ってくれるし、我々も表彰などがあるのですが、毎回同じ先生が表彰されるわけではないのですが、やはり点になっている部分があります。一方で、我々、特に私個人的には、金融教育がカリキュラムに組み込まれているのは非常に助かることだと思っているのですが、おそらく法教育も多くの人に関わって、知った方がいいよねという意味では同じ面があるのかな、と今日のお話を伺っていて感じた次第です。また、先ほどの模擬裁判を含めて熱心な学校とそうではない学校で差が大きいのかなとは感じました。他方で、私は地方の出身なのですが、子どもが東京で国会議事堂の見学に行くこ

とができるという話を聞くと、とてもうらやましくて、そういう機会のある、なし、というのは大きな差だと思うのです。そうしますと、裁判所は幸いにも全国にネットワークがあるので、各地裁に社会科見学で一定の学年に来てもらうなど、あるいは授業の中でも公民の授業の中で必ず制度的な話の中で出てくる機関でもありますので、先ほどお話のありました学校教育の中で、裁判員制度も含めてどのように具体的に小学校を含めて中身をステップアップしていくのか、というのはあってもいいのかなと思いました。

■ 今のお話を聞いて何かございますか。

○ 小学校から講義の依頼がくることもありますし、私自身の経験として、地方に行った際に小学生が裁判所に来て、せっかくなので裁判官室も見ていくということもありました。一番多いのは高校生が傍聴に来ることが多いのですが、中学生や小学生も来ております。

■ 今のお話も、学校が申し込んできてということになるのでしょうかから、当該学校で中心となるような先生がいらして、傍聴につながるのでしょうか。なので、もっと点ではない形で広がっていくことが必要なのですね。

○ 今日はお話をお伺いして、テーマが「裁判員の対象年齢引下げを受けた法教育のあり方」でしたが、民主主義とは何か、ということを考えさせられたとても深い話になり、勉強になりました。特に前半の弁護士会の方からの説明を受けて、事実と論拠をもとに説明をするという組み立ての話などは、ぜひ、うちの若い社員にも聞かせたい内容でした。裁判員の対象年齢引下げの話ですが、裁判員制度が始まる際に、検察庁も弁護士会も含めて、いわゆる職業裁判官ではない一般の方が裁判に関与されるということで、裁判の進め方や使う言葉など、いかに裁判員の方に理解してもらいやすい裁判を実現するかということで、いろいろな努力をされながら工夫をされてきたと思っていますが、現状は、そのことが奏功しているのではないかなと思っています。そういった工夫の積み重ねで現在の裁判員裁判が高校生にも伝わる言語空間の形成に役立っているの

ではないかと思っています。また、前半の出前講義の話の中でも、高校生の方でも十分参加できているという話がありましたが、そのこともこれまでの努力の成果の表れではないかと思いました。

■ そのように評価していただけるということは、こちらとしてもとてもありがたいことだと思っています。

以 上

(5) 次回の予定

ア テーマ

次回「女性職員の活躍推進に向けた効果的な方策等について（仮）」

イ 開催日時

次回 令和6年5月22日（水）午後2時半～午後4時半